

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月28日

千葉県公安委員会委員長 秋 口 守 國

## 千葉県公安委員会規則第8号

### 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の見出しを「（選任の届出）」に改め、同条第1項第1号中「又は第9条の5第2項」を「、第9条の5第2項」に、「若しくは安全運転管理者等資格認定書を」を「又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面」に、「運転管理経歴証明書又は」を「運転管理経歴証明書、」に、「若しくは第9条の5第2項に規定する安全運転管理者等資格認定書」を「又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面」に改め、同条第2項を削る。

第9条の3中「前条第1項」を「前条」に、「同条第1項」を「同条」に改める。

第9条の5第2項中「又は資格認定を受けた者」及び「又は安全運転管理者等資格認定書（別記第5号様式の9）」を削る。

第9条の6第2項中「第1項」を「前項」に改める。

別記第5号様式及び第5号様式の2中「第9条の2第1項」を「第9条の2」に改める。

別記第5号様式の2の2及び第5号様式の3中「第9条の2第1項第1号」を「第9条の2第1号」に改める。

別記第5号様式の4を次のように改める。

**第5号様式の4 削除**

別記第5号様式の4の2を削る。

別記第5号様式の9を次のように改める。

**第5号様式の9 削除**

### 附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。